

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（VA/VE提案、品質改善等の協業・支援活動の推進 等）
- d. グリーン化の取組（グリーン調達 等）

## 2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

適切な型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して量産が終了した型の保管管理と費用負担を協議し、改善に努めます。

### ③ 手形などの支払条件

下請代金は適切な支払い条件で支払います。手形で支払う場合には、将来的には支払いサイト60日以内とするよう努めます。また割引料等を下請事業者が負担するがないよう、下請代金額を十分協議します。

### ④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、短納期発注、急な納期変更や急な仕様変更は十分な協議と双方合意に基づき適切に行います。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないよう、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当社を支える下請事業者とは「イコール・パートナーシップ」の姿勢で取り組んでまいります。

2021年11月24日

富士ゴム化成株式会社

代表取締役社長 西田克也